

# 文京区地域の支えあい体制づくり推進事業 「つどい〜の」ご案内 (平成29年度)

## つどい〜のとは？

「つどい〜の」とは、参加者同士の交流を深める活動を行いながら、地域の皆さんが誰でも自由につどえる、地域の居場所づくりを積極的に推進していくものです。

そこでの交流を通じて、誰もが地域で孤立することなく、健康で安心した生活を送り、より良い地域づくりを目指していきます。

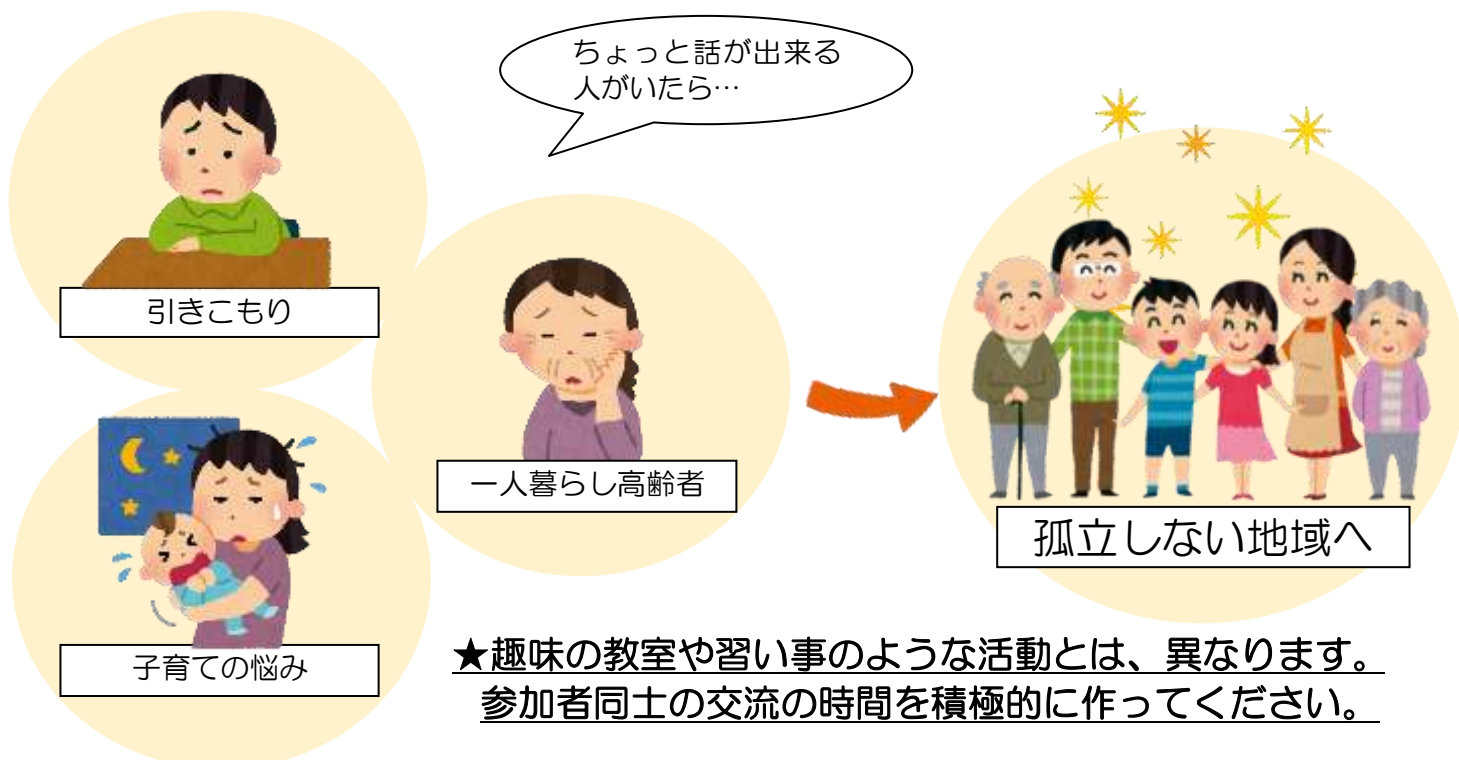
【このよう活動（団体）が対象となります】

- ① 多様な社会課題に対応することが出来る
- ② 世代を問わず、誰でも気軽に参加できる
- ③ 参加者が5名以上いる
- ④ スタッフを1人以上常駐させている
- ⑤ 週1回以上活動している
- ⑥ 地域の皆さんが主体的に運営している

×このような活動（団体）は対象ではありません×

- ・宗教、政治活動を行っている団体
- ・活動内で営業行為を行っている団体

**地域の居場所づくり活動**とは…たとえば！



# 1. 社会福祉協議会からの支援

【1】地域福祉コーディネーターが活動の立ち上げや運営のご相談にさせていただきます。

〈相談例〉

## 立ち上げ

今の活動がこの活動に該当するか教えてほしい！

## 立ち上げ

社会課題への対応とは、どんなことをすればいいの？

## 運営

定期的に会場を押さえることが難しくなってしまった…

## 運営

一緒に活動する仲間をもっと増やしたい！

まずは地域福祉コーディネーターにご相談下さい♪

※地域福祉コーディネーターは、社会福祉協議会の職員です。



【2】審査および手続き完了後、補助金が交付されます。

## 補助金①

立ち上げに必要な物品の購入費を支給します。

上限 100,000 円

※立ち上げ時、1 回限り支給されます。

※新規立ち上げの場合、活動開始から3か月後に支給されます。

## 補助金②

運営にかかる経費を支給します。

※活動の上限額は、年間 100,000 円です。

年度の途中で開始または中止した場合は補助額が異なります。

対象となる経費は次のとおりです。

対象経費	内容
会場費	会場使用料及び土地建物借上料
謝礼	講師への謝礼
運営費	消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等
役務費	郵便費、手数料、通信運搬費等

詳しくは、地域福祉コーディネーターにお尋ね下さい！

【3】保険に加入していただきます。

傷害保険と損害賠償保険に加入していただきます。詳しくは、4ページをご覧ください。

## 2. 申請の手続き

### 【1】地域福祉コーディネーターにご相談ください

以下のような点を、皆さんと一緒に確認していきます！

- 活動の計画を立てましょう  
→活動プログラム内容
- 収支計画書を作成しましょう
- 会場は安定して確保できていますか
- メンバー間の意識合わせはできていますか 等々



### 【2】応募書類を提出していただきます

- ① 補助金交付申請書
- ② 団体概要書
- ③ 事業計画書

※提出いただいた書類は返却できません。  
※提出する書類等の写しはコピーをとって保管してください。

### 【3】審査委員会を開催し、結果を送付します

#### ポイント！

～ 審査項目はどのような内容ですか？ ～

1. 誰もが気軽に参加できるような場になっているか。  
例) 対象を限定しないなど
2. 多様な社会課題に対応できる場となっているか。  
例) 引きこもり、育児の悩み、多世代交流など
3. 様々な交流等が促進できるような取り組みが計画されているか。  
例) お茶の時間、イベントの開催など

### 【4】交付が決定した場合、以下の書類を提出していただきます

- ① 補助金交付請求書兼口座振込依頼書
- ② 活動の内容がわかる書類

※補助金はすべて口座振込になります。  
※振込先口座の名義は「団体名」または「代表者」にしてください。

#### 申請書の提出にあたり

1. 申請内容に変更がある場合は申請事項変更届を提出してください。
2. 事業計画から大きく事業内容や規模が変更されている場合は、登録を取り消すことがあります。

## 3. 保険

安心して活動していただくため、**傷害保険**と**損害賠償保険**に加入していただきます。ただし、以下の条件を満たす場合のみ適用となります。

### **傷害保険**とは…

活動に参加される方々が、会場内（活動中）あるいは自宅との通常の経路（往復途上）で発生した偶然な外来の事故によって、参加者またはボランティアがケガをした場合に保険金をお支払いいたします。

### **損害賠償保険**とは…

活動内において発生した事故で、他人の生命・財物に損害を与え、ボランティアの方々が法律上の賠償責任を問われた場合にお役に立つ保険です。

## 4. 問い合わせ

「つどい〜の」に関してのご質問等は、以下までお問い合わせ下さい↓↓↓

★文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係・・・TEL03-5800-2942

地域福祉コーディネーターが所属しています！

★文京区福祉政策課地域福祉係・・・TEL03-5803-1202



社会福祉法人  
文京区社会福祉協議会